

●香川県告示第235号

平成12年香川県告示第199号（香川県使用料、手数料条例別表第2の12の項の知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成29年8月8日から施行する。ただし、2の表の手数料の金額の欄の改正規定及び同表の備考の改正規定は同年10月1日から、2の改正規定（「基礎1級、基礎2級」を「基礎級」に定める部分に限る。）は同年11月1日から施行する。

平成29年8月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前	
1 略			1 略	
2 1級、2級、3級、 <u>基礎級</u> 及び単一等級の技能検定に係る実技試験の手数料の金額			2 1級、2級、3級、 <u>基礎1級、基礎2級</u> 及び単一等級の技能検定に係る実技試験の手数料の金額	
職種名	手数料の金額		職種名	手数料の金額
	(減免対象者)	3級在校生 (減免対象者)		
園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫	<u>17,900円</u> (8,900円)	<u>11,900円</u> (2,900円)	園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品	<u>17,900円（3級の技能検定を受検する在校生にあっては、11,900円）</u>

製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾

機械検査、婦人子供服製造

14,900円  
(5,900円)

9,900円  
(2,900円)

和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図

13,100円  
(4,100円)

8,700円  
(2,900円)

備考

1 この表において「在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

製造、布はく縫製、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾

機械検査、婦人子供服製造

14,900円（3級の技能検定を受検する在校生にあっては、9,900円）

和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図

13,100円（3級の技能検定を受検する在校生にあっては、8,700円）

備考 この表において「在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者又は同法第25条の規定による認定職業訓練施設において訓練を受けている者であって就職していないもの（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校に在学している者
- (3) 前2号に準ずる者として知事が認めるもの
- 2 この表において「減免対象者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。
- (1) 2級又は3級の技能検定に係る実技試験を受検する者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達していないもの
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第309号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

- 規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者又は同法第25条の規定による認定職業訓練施設において訓練を受けている者であって就職していないもの（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校に在学している者
- (3) 前2号に準ずる者として知事が認めるもの